

江田島市国土強靱化地域計画

令和3（2021）年3月
広島県 江田島市

● 江田島市国土強靱化地域計画とは

平成25（2013）年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立・施行され、国においては、平成26年6月に基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、強靱な国づくりを計画的に進めています。また、広島県においても、平成28（2016）年3月に「広島県強靱化地域計画」（以下「県の地域計画」という。）を策定しています。

江田島市においても、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっており、国、県の動きと一体となって「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを進めていくことが重要であることから、本市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として「江田島市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

● 計画の位置づけ

(1) 国の基本計画、県の地域計画及び本市の総合計画等との関係

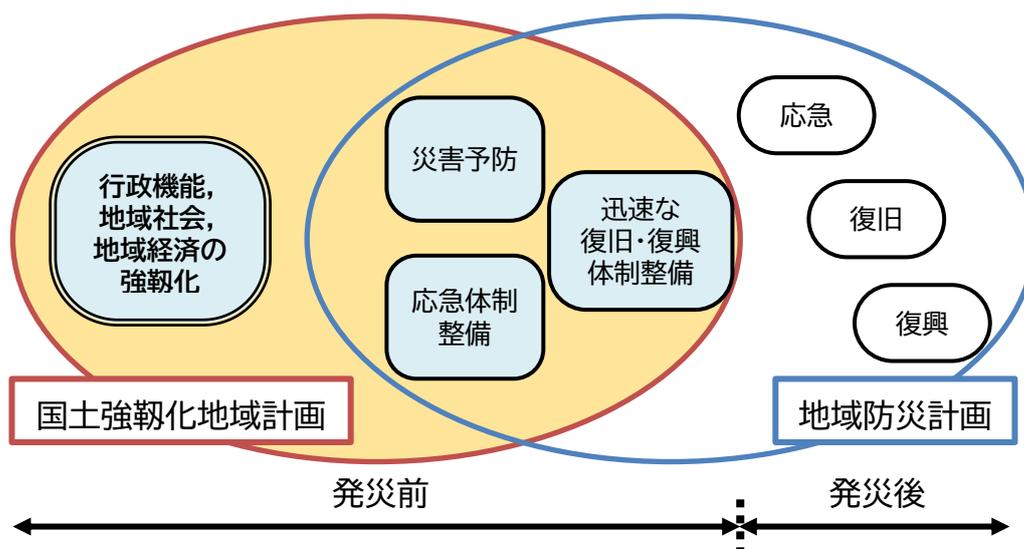
国土強靱化基本法第14条の規定に基づき、国の基本計画と調和を保つとともに、先行して策定された広島県の地域計画と調和・連携を図るものとし、また、本市の市政運営の指針である「第2次江田島市総合計画」との整合性を図るとともに、「江田島市地域防災計画」等防災関連計画や各分野別及び個別計画の国土強靱化に係る施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画と位置づけます。



(2) 地域防災計画との関係

本市では、災害対策基本法に基づき「江田島市地域防災計画」を策定し、災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項を定めています。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるよう、地域特性を考慮し行政機能や地域社会経済など地域全体としての強靱化に関する総合的な指針となっています。



● 強靱化の意義

本市において、まちの強靱化に向けた計画を推進することの意義は、次のとおりと考えます。

- 大規模自然災害のリスク等を踏まえて、本市がまちの強靱化を総合的かつ計画的に推進することで、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものである。
- 第2次江田島市総合計画における10年後の目指す姿である「協働と交流で創りだす『恵み多き島』えたじま」を実現するための2つの戦略の1つである「市民満足度の高いまちづくり」を「安全・安心」部門で大きく推進することに資するものである。

● 計画の期間

本計画の期間は、総合計画の見直しを踏まえて4年とし、目標年度を令和6（2024）年度とします。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行う予定です。

● 強靱化の基本的な方針

本計画では、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進します。

(1) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(2) 効率的な施策の推進

- 気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進するとともに、科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図る。

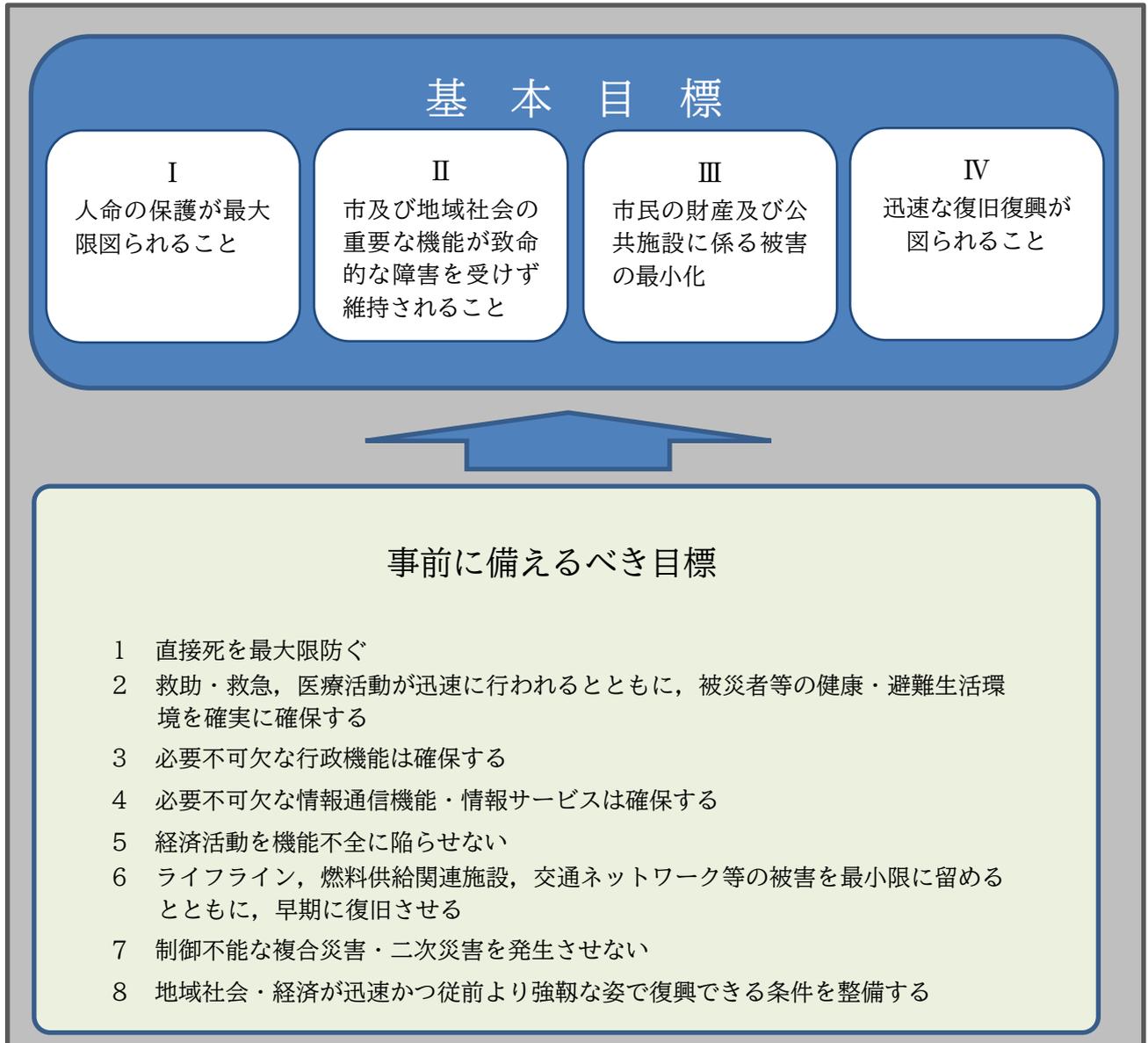
(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

● 基本目標と事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえつつ、本市の強靱化の基本目標を次のとおりとします。

また、基本目標の実現に向け、達成すべきより具体的な目標として、8項目の「事前に備えるべき目標」を設定します。



● 市土の保全に係る状況

治山	沿岸部の保水性に乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質と、北部山地の平地の少ない急峻な地形に加え、相次ぐ集中豪雨や台風災害等により、森林の荒廃が進行している。宅地開発等が山麓部へと拡大し、災害のおそれのある「山地災害危険地」が数多く存在している。
砂防	本市の地質は酸性岩が多く分布し、主となる花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、砂防、急傾斜ともに危険箇所が数多く存在している。
海岸	早瀬大橋、音戸大橋及び第二音戸大橋により事実上呉市本土と陸続きとなっており、海岸線は長く、入江が多く見られる。 干拓や埋立などに沿岸部が利用されてきたこと等により、台風による暴風、波浪や高潮などによる被害が発生しやすい土地柄のため、海岸法の規定に基づいて定められた海岸が、海岸保全区域に指定されている。
ため池	現在49箇所の防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のこと。）が存在している。
まちづくり	土砂災害特別区域など、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されており、近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

● 江田島市の主な自然災害

(1) 風水害

昭和 20 (1945) 年 9 月	枕崎台風	人的被害：死者 346 名 家屋被害(全半壊, 流失等): 約 2,000 戸
平成 18(2006)年 9 月	台風 18 号	自主避難最大時 91 世帯 126 人
平成 19(2007)年 7 月	台風 4 号	自主避難最大時 57 世帯 65 人
平成 19(2007)年 8 月	台風 5 号	自主避難最大時 64 世帯 75 人 床下浸水 5 戸
平成 21(2009)年 7 月	豪雨	自主避難最大時 29 世帯 38 人 床上浸水 18 戸, 床下浸水 82 戸
平成 22 (2010) 年 7 月	大雨	自主避難最大時 15 世帯 25 人 床上浸水 5 戸, 床下浸水 51 戸, 家屋損壊 6 戸
平成 28 (2016) 年 6 月	大雨	自主避難延べ 21 人 床下浸水 1 戸, 家屋損壊 2 戸
平成 30 (2018) 年 7 月	平成 30 (2018) 年 7 月豪雨	避難指示最大時 761 名, 負傷者 4 名 全壊 8 戸, 半壊 25 戸, 一部損壊 59 戸 床上浸水 23 戸, 床下浸水 56 戸 土砂崩れ多数, 道路寸断多数 7 月 24 日まで断水

(2) 地震災害

南海地震	昭和 21 (1946) 年, マグニチュード 8.0 の地震で, 全国の被害は, 死者・行方不明者が 1,443 人に上がった。広島県内では 3 人がけがをし, 全壊 49 戸, 半壊 74 戸の被害が発生した。
平成 12 年鳥取県西部地震	平成 12 (2000) 年, マグニチュード 7.3 の地震で, 広島県内では強いところで震度 4 を観測した。この地震により, 県内では住家 6 棟が一部破損した。
平成 13 年芸予地震	平成 13 (2001) 年, マグニチュード 6.7 の地震で, 県内では強いところで震度 6 弱を記録した。この地震により, 死者 1 人, 重軽傷者 193 人, 住家は, 全壊 65 棟, 半壊 688 棟, 一部損壊 36,545 棟の被害が生じた。

● 脆弱性評価（想定するリスク）

本市の地域特性上、住民生活・地域経済に最も甚大な影響を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」における地震・津波とともに、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、以下の大規模自然災害を想定リスクとし、常に想定外の災害の発生の可能性を念頭に置くこととします。

想定するリスク	被害想定
地震による災害 (南海トラフ巨大地震)	○津波による建物の損壊や浸水等 ○地震の揺れや液状化の発生による建物等の倒壊等 ○大規模な火災の発生 ○交通障害、架線の切断、通信の途絶等
台風による災害	○高潮による浸水等 ○大雨による河川の氾濫、がけ崩れ等 ○強風による家屋等の倒壊等
豪雨による災害	○河川の氾濫による浸水等 ○土石流・がけ崩れ等土砂災害の発生

● 施策分野

本市の強靱化に向けた取組を推進していくための施策分野については、県の地域計画における施策分野（9の個別分野と4つの横断的分野）を参考として、次のとおり設定します。

個別施策分野（9分野）		
①行政機能/警察・消防等	②住宅・都市	③保健医療・福祉
④情報通信	⑤産業構造・農林水産	⑥交通・物流
⑦市土保全	⑧環境	⑨土地利用（国土利用）
横断的分野（4分野）		
①リスクコミュニケーション	②人材育成・防災教育	③官民連携
④老朽化対策		

● 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と主な取組

本市においては、想定する災害リスクから、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる事態として、仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる36の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しています。また、リスクシナリオを回避するための推進方針を県の今後の施策と連携を図ります。リスクシナリオごとの推進方針による主な取組は、「別紙 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と主な取組」のとおりです。

● 重点化施策

(1) 人命の保護に直接関わる事態

本市では、今後 30 年以内の発生確率が 70%程度と高い数字で予想されている南海トラフ巨大地震が起こった場合、津波による死者数が最大となっており、本計画では、国の基本計画や県の地域計画を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-6	避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-4	ため池、調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(2) 住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態

平成 30（2018）年 9 月の北海道胆振東部地震や令和元（2019）年 9 月の台風第 15 号による広範囲・長期に及んだ大規模停電が通信機器の途絶による情報収集や発信の遅れ、その後の復旧作業に支障を来したことや、本市において、平成 30 年 7 月豪雨災害時の送水管損壊による断水が発生するなど、住民生活に多大な影響を与えたことから、電力供給をはじめとした「住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態」に関する施策についても重点化の対象とします。

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガス等サプライチェーンの長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止

(3) 行政機能の大幅な低下につながる事態

平成 28（2016）年 4 月の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、住民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことが明らかとなっており、「行政機能の大幅な低下につながる事態」もあわせて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	------------------------

別紙 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)と主な取組

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		主な取組	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	住宅・建築物等の耐震化・老朽化対策、公共土木施設等の老朽化対策、消防団・自主防災組織の充実・強化、災害に強い道路ネットワークの構築（緊急輸送網の確保）、市街地での防災機能の確保等、耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上、既存建築物等の総合的な安全対策、家具固定の促進、土地利用規制による減災化	
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	津波・浸水、高潮対策施設の整備、津波避難体制の整備、要配慮者に対する支援、津波避難意識の向上等	
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	洪水、高潮対策施設の整備、浸水想定区域図の作成等、浄化槽対策	
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	土砂災害や山地災害の対策施設の整備、土砂災害警戒区域等の情報提供、宅地耐震化の推進	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	物資調達・供給の連携体制の整備、非常用物資の備蓄の推進、水道管の耐震化等供給体制の強化、民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備、災害対応能力の向上、ボランティア体制の構築等（再掲）災害に強い道路ネットワークの構築（緊急輸送網の確保）	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	孤立化防止のためのインフラ整備（再掲）非常用物資の備蓄の推進、災害対応能力の向上	
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備（再掲）消防団・自主防災組織の充実・強化	
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	事業所等との協定、帰宅困難者対策の周知（再掲）非常用物資の備蓄の推進	
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	医療救護体制の強化、医療・介護人材の育成、災害時の医療・福祉連携体制の強化（再掲）災害に強い道路ネットワークの構築（緊急輸送網の確保）、事業者等との協定	
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	感染症対応体制の構築、予防接種の促進、検査体制の強化、分散避難の啓発、下水道施設の防災・減災対策、遺体への適切な対応（再掲）浄化槽対策	
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所の生活環境の整備・感染防止対策、医療資材などの確保、心のケアなどの支援体制の整備・強化、平時からの連携体制構築、遺体への適切な対応、特定動物や被災動物への対応（再掲）非常用物資の備蓄の推進、要配慮者に対する支援、ボランティア体制等の構築、浄化槽対策、下水道施設の防災・減災対策	
		2-8	早瀬大橋の落橋又は深刻な損傷、港・桟橋の深刻な損傷による支援ルートの途絶	災害に強いインフラの整備（再掲）非常用物資の備蓄の推進、災害対応能力の向上、避難所の生活環境の整備、平時からの連携体制構築、要配慮者に対する支援、自助・共助の取組強化	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	治安の維持	
		3-2	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	庁舎の耐震化、危機管理体制の維持・強化、広域応援体制の構築	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止が発生し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備、災害情報伝達手段の多様化（再掲）庁舎の非常用電源の確保、自助・共助の取組強化、災害対応能力の向上、要配慮者に対する支援、消防団・自主防災組織の充実・強化	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下	事業継続の取組の推進、陸上海上交通網の確保	
		5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	石油コンビナート等特別防災区域の災害対応能力の向上、有害物質流出対策	
		5-3	幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	（再掲）災害に強いインフラ整備	
		5-4	食料等の安定供給の停滞	農水産業の生産基盤等の災害対応力の強化（再掲）民間事業者等との応援協定の締結	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガス等サプライチェーンの長期間にわたる機能の停止	（再掲）再生可能エネルギーの導入促進、石油コンビナート等特別防災区域の災害対応能力の向上	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	（再掲）水道管の耐震化等供給体制の強化	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	災害廃棄物処理計画に基づく対応（再掲）下水道施設の防災・減災対策、浄化槽対策	
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	緊急輸送体制の整備（再掲）災害に強いインフラ整備	
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	（再掲）津波、高潮対策施設の整備、公共土木施設等の老朽化対策	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う住宅密集地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	（再掲）装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備、消防団・自主防災組織の充実・強化、市街地での防災機能の確保等	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	（再掲）石油コンビナート等特別防災区域の災害対応能力の向上、有害物質流出対策	
		7-3	沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺	（再掲）住宅・建築物等の耐震化、既存建築物の総合的な安全対策	
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	農業用ため池、水利施設、海岸保全施設等の老朽化対策（再掲）治山施設の整備	
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃	（再掲）有害物質流出対策	
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農地・森林等の保全の取組	
		7-7	超大型台風接近時における早瀬大橋の落橋又は深刻な損傷、港・桟橋の深刻な損傷による島全体の孤立	自助・共助の取組強化（再掲）災害に強いインフラの整備、物資調達・供給の連携体制の整備、非常用物資の備蓄の推進、災害対応能力の向上、避難所の生活環境の整備、平時からの連携体制構築、要配慮者に対する支援、消防団・自主防災組織の充実・強化	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	（再掲）災害廃棄物処理計画に基づく対応	
		8-2	復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	建設業の担い手確保、デジタル技術を活用した生産性の向上、建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備、地籍調査の推進、災害復興都市計画マニュアルの作成	
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	文化財の保護（再掲）消防団・自主防災組織の充実・強化、自助・共助の取組強化、平時からの連携体制構築、市街地での防災機能の確保等、農地・森林等の保全の取組	
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	事業継続の支援、被災者への支援	
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	正確な情報提供（再掲）事業継続の取組の推進	

